

自治体のひきこもりへの支援の現在

Current Situation and Issues of the Support System for Social Withdrawal in Local Government

岩崎 久志*

Hisashi Iwasaki

今や社会問題となっている「ひきこもり」だが、その実態については明らかになっていない部分も少なくない。また、「ひきこもり」への対応に関して、身近な地域としての自治体はどのような支援を行っているのか。本稿ではまず、「ひきこもり」の概念や実態、そして近年の動向を整理する。その上で、当事者のニーズや支援機関への聞き取り等を踏まえ、今後求められる地域における支援のあり方について検討を行った。

キーワード：ひきこもり、自治体、メゾ領域、コミュニティ・アプローチ、支援目標

I. はじめに

長引く不況とそれによる雇用情勢の悪化の中、社会的に自立できない若者の増加への関心が高まっている。現代社会において、人々の価値観は従来に比べてますます多様化してきているといわれる。それにもかかわらず、若者の自立に関しては相変わらず、就労して安定的な収入を得ることが重要な要件と見なされているといえる。今日、就労に関して困難な状況にある若者は「フリーター」、「ニート」などと呼ばれ、勤労意欲に欠けているとか職業意識が未熟な存在として捉えられる風潮にある。そして「ひきこもり」も、その中に含まれるものとして受けとめられているようである。

しかしながら、「ひきこもり」の抱える困難は、勤労意欲や職業意識の問題よりも、人間関係や社会関係を取り結ぶことにある。この点についての認識が不十分であるなら、問題の原因を個人の責任として、当事者をバッシングの対象とする語り口が支配的となり、ひきこもっている若者が再び社会と関わっていくことをより困難にさせてしまうことになりかねない。もちろん、「フリーター」、「ニート」といった就労に関わる困難を抱えている若者の問題についても、個人の自己責任に帰すだけでは不十分であり、問題解決には至らない。今日の雇用をめぐる問題は、若者の自立を阻むような社会構造や社会環境のあり方にも大きな問題があるからである。

本研究は、ますます増加しているとされる「ひきこもり」の支援の現状を検討し、より有効な

支援のあり方を模索するための手掛かりを示すことを目的とするものである。「ひきこもり」が社会問題として注目されるようになって15年以上が経っている。しかし、一般的には「ひきこもり」は「フリーター」や「ニート」と混同して捉えられているところが多く、「ひきこもり」に固有の「困り感」や「生きづらさ」に関して誤解されていることも多い。また、「ひきこもり」への支援において、身近な地域における支援体制が重要であるにもかかわらず、当事者の生活全般に関わる包括的な支援は未整備といわざるを得ない。支援に関する研究においても、個別支援や小集団への援助についての実践研究¹⁾、もしくは行政施策等への実態調査は散見されるものの、地域を基盤としたいわゆるメゾ領域における支援に焦点をあてた研究は、まだ数少ない。

そこで本研究では、まず「ひきこもり」の概念や実態、そして当事者の抱える困難について整理する。次に、先行研究や資料をもとに「ひきこもり」への支援や行政による関わりの変遷を概観し、支援の現状を批判的に検討する。その上で、筆者が実際に関わった事例や民間相談機関への聞き取り調査結果にも触れながら、主に市町村規模の地域における支援体制の構築にはどのような専門性や資源が必要かを考察する。なお、本稿には、筆者が関わった事例に触れている記述があるが、倫理的配慮を目的として、守秘義務の観点から内容の本質を損ねない範囲で改変を施していることを付記しておく。

II. ひきこもりの概念および実態

1. ひきこもりの概念

a. ひきこもりの定義

ここでまず、確認しておきたいことがある。それは「ひきこもり」は疾患や障害の概念ではなく、あくまでも状態像ということである。医学用語でないばかりか、「ひきこもり」は教育用語でもなく、「ニート」のように経済学分野の言葉でもない。そこで本稿（本文中）では、ひきこもりを現象概念として捉えることから、「ひきこもり」と括弧つきで表記することとしたい。「ひきこもり」とは、一般的には、自宅や自分の部屋に閉じこもり、社会活動に参加しない状態が長期にわたって続くことがイメージされているようだ。ただ、これだけの定義や説明では曖昧であり、多様な解釈を許すことになる。そのため、中には、「ひきこもり」は本人の「怠け」や「甘え」によるものといったイメージが流布し、中傷の対象にされてきたことも否めない事実である。

ひきこもる若者の増加が社会問題となるなか、厚生労働省²⁾は「ひきこもり」を「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」と定義づけている。ただし、その中には時々買い物などで外出するケースも含まれる。その上で、「単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる。ひきこもりのいる世帯は、約32万世帯」としている。

また、2010年に厚生労働省から新たに出された「引きこもりの評価・支援に関するガイドライ

ン」³⁾では、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とする」と定義されているが、一方では「実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである」とも併記されている。すなわち本ガイドラインでは、「ひきこもり」は基本的に「非病理性の現象」としながらも、現象の背景に多様な精神疾患が存在している可能性があると国によって明示されたことになる。

このように、厚生労働省をはじめ、政府は「ひきこもり」問題に注目して、その支援の施策に取り組んでいるが、新たな「引きこもりの評価・支援に関するガイドライン」における両義的な表現等の影響もあってか、なかなか「ひきこもり」の曖昧さは払拭されないまま現在に至っているというのが実情と思われる。「ひきこもり」支援の中心的な論客として著名な精神科医の斎藤⁴⁾も、「ひきこもり」の世間的な捉えられ方をいまだに「いかがわしいものとみなされているところがある」としている。このように、「ひきこもり」は、まだまだ社会的に正確な認知をされているとはいえない状況にあり、そのわかりにくさが誤解のもとになっているといえる。

b. 「ニート」との相違

「ひきこもり」が最も混同されて捉えられやすい言葉として、「ニート」がある。ここでは、「ニート」との相違を整理するとともに、両者に対する社会的なバッシングにまつわる誤解についても言及しておきたい。「ひきこもり」の概念については前項で述べたので、まずは「ニート」の定義を確認する。

「ニート」とは、端的にいえば「若年無業者」のことである。もともとは、2000年代の初め頃にイギリスで社会問題化していた若者を指す言葉で、「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）からなる造語である。つまり、直訳すると「学校へ行かず、仕事をせず、職業訓練を受けていない人」という意味になる。実際、イギリスでは、教育、雇用、職業訓練のいずれにも参加していない、義務教育修了後の16～18歳（もしくは19歳）までの者と定義されている。しかし、日本ではもう少し複雑な定義となる。日本版ニート⁵⁾とは、「高校や大学に通学しておらず、独身であり、ふだん収入になる仕事をしていない15歳以上35歳未満の個人（予備校や専門学校などに通学しているものを除く）」と定義されている。

「ニート」に対するイギリスと日本の定義の違いに関して、「ニート」を初めて日本に紹介した者の1人である宮本⁶⁾は、「英国では失業者や不安定な就労状態の人たちのことをニートと呼ぶのに、日本では、その中から失業者という意味を除いてしまった。そのため、日本では、「ニート」が働く意欲のない人、という意味にとられ、独り歩きしてしまった」と述べている。そして、ニートの「働く意欲のない人」という文言により、働きたくても働くことのできない「ひきこもり」の人たちまでもが、「ニート」とともに世論の中傷的となったのである。ただし、本田⁷⁾も指

摘するように、「失業者を定義上除外している日本版の『ニート』ばかりが強調され、『働こうともしていないんだから、本人が悪いんだろ』というような言われ方をすることによって、労働需要側の問題ではなく、労働供給側である若者の自己責任にすべてが還元されるような風潮が支配的になっている」状況については、あらためて吟味する必要があるだろう。

まず言葉の問題として捉えると、「ニート」は雇用政策に関わる経済学的用語であるが、「ひきこもり」はどの分野の言葉とも限定できないというところに違いがある。しかし、定義の内容としては、年齢の区分は別にしても、「ひきこもり」と「ニート」には大きな違いはないといえる。この点について、斎藤⁸⁾は、「ひきこもり」はほとんど「ニート」に含まれるとしている。「ニートという大きな円があるとして、ひきこもりをそのなかに入るやや小さな円と考えてみましょう」と述べている。そして、ひきこもりの外側にある「ニートだけどひきこもりではない」という状態について、「対人関係があること」と説明している。つまり、対人関係があれば「ニート」、ないものが「ひきこもり」というわけである。したがって、「ひきこもり」に当てはまるかどうかを見極めるに際して、最も重要な鍵となるのが「対人関係の有無」であるといえる。「ひきこもり」は「社会的ひきこもり」(social withdrawal)ともいわれるように、社会からひきこもっている状態を指している。ここでいう社会とは、対人関係のことを意味している。逆に言えば、「ひきこもり」当事者のほとんどが、他者とのコミュニケーションをとることに困難を抱えているといえる。さらに、この点については、「ひきこもり」の好発期ともいえる思春期および青年期の心理的な発達課題の問題とも大いに関連しているものと考えられる⁹⁾。

2. ひきこもりの実態

a. 実態把握の困難の中で

内閣府¹⁰⁾が、2008(平成20)年2月に15~39歳の若者5,000人を対象に実施した調査結果をもとに推計したところ、「ひきこもり」に該当する数は69.6万人であったという。ただこれだけでは、数の多さに驚くばかりで実態が現実感を伴って伝わってこないのではないだろうか。その理由として、「ひきこもり」を数値的に把握することが現実的には難しいということが挙げられるように思われる。例えば不登校についてなら、年間30日以上長期欠席を学校や教育委員会において明確に把握・集計することは、比較的容易であると違和感なく納得できる。ところが「ひきこもり」の場合は、現実問題として悉皆調査等を実施することは不可能に等しい。また、年齢の幅についても上限を恣意的に設定せざるを得ないといった事情があるため、正確な実態把握に対する困難さに無力感を抱いてしまうことは否めない。

厚生労働省による調査結果の報告も紹介しておく。それは川上¹¹⁾が行った「こころの健康についての疫学調査」で、その結果によると、「ひきこもり」状態にある若者が居る世帯は全世帯の0.56%にあたり、全国では約26万世帯に上るとされる。先述した厚生労働省の「政策レポート」

の数値（約32万世帯）とは大きな差があるが、集計方法の違いや実態把握の困難さを考えれば、現状ではやむを得ないことであろう。同じく、川上を代表とする「ひきこもり」に関する世界精神保健日本調査¹²⁾によれば、20～49歳のうち「ひきこもり」を経験した者は1.2%であり、20代に限って見れば2.4%と2倍となっている。男女比では、男性は女性の4倍も多い。つまり、「ひきこもり」の8割を男性が占めていることになる。家庭の社会経済状態と「ひきこもり」の関係は、家庭が経済的に困窮していたかどうかは関係なく、高学歴（大卒）の両親のいる家庭で多く発生していたという。ただし、本調査からは「ひきこもり」の原因が何かは明確にできていないとしている。

いずれにしても、幾つかの調査結果から総合的に判断すると、20代および30代の若者で「ひきこもり」の状態にある者は、全国に50万人～100万人の規模で存在するものと推計され、すでに大きな社会問題となっていることは否定できない。

b. 長期化と高年齢化

「ひきこもり」の実態に関して、近年クローズアップされてきた傾向の特徴は、その長期化と高年齢化である。ひきこもりの状態が長期化するにつれて、当然のことながら当事者は年齢を重ねていくことになる。「ひきこもり」の中には、学齢期に「ひきこもり」になった者が、そのまま社会に参加するきっかけを見出せないまま中年期に達するケースは多い。そのことから、これまで「ひきこもり」は若年者の問題であると捉えられ、不登校の問題と同一視されてきた経緯がある。したがって、支援の対象者も10代から20代までを想定した場合がほとんどであり、支援に関わる機関や団体なども支援内容が若年層を想定したものとなっていた。

しかしながら、近年では、「ひきこもり」の長期化に加えて、社会に出た後に「ひきこもり」になってしまうケースも増えていることが報告されている。例えば、東京都は2008（平成20）年に実施した「平成20年度若年者自立支援調査研究」¹³⁾において、「ひきこもり状態にある高年齢層（35歳以上）の状況」を調査している。そこでは、35歳以上の「ひきこもり」のきっかけとして最も多かったのは「職場不適応」（47%）で半数近くを占め、以下は「人間関係の不信」（33%）、「病気」（22%）となっている。「ひきこもり」の期間については、「7年以上」という長期にわたる「ひきこもり」がじつに61%にも上っている。

30代や40代以降といった年齢層に対しては、支援の方法も限られてしまうのが現状である。行政による「ひきこもり」支援は基本的に若年層を想定しており¹⁴⁾、民間の支援機関・団体でも支援の対象者に年齢制限を設けているところが少なくない。筆者はかつて、「ひきこもり」を支援する民間のフリースペース（居場所）に勤めていた経験があるが、ある電話での問い合わせを受けた際、相手が50歳代の男性本人からの通話であったことに衝撃を受けた。その当時も、支援体制が整っていないなどの理由で、残念ながら相談機関として十分な対応ができなかった。そのこ

とに対して、筆者は何ともやり切れない不安全感のような思いを抱いた覚えがある。

ジャーナリストの池上¹⁵⁾は、いわゆる「大人のひきこもり」について、「不景気の中、『派遣切り』や『リストラ』などで会社を解雇された後、気力を失い『ひきこもり』状態になる人たちもいる。一旦、社会で就労を経験した『中高年ひきこもり』ともいうべき、新たな『ひきこもり』層が出現したのだ」と社会背景との関連を踏まえて紹介している。他にも、就職氷河期に就職活動で挫折したり、就職はできたが過酷な職場に耐えきれずに自ら退職し、そのままひきこもってしまう人も多いのが実情のようである。

「ひきこもり」の本人が高齢化するということは、当然のことながら親の年齢も高齢化する傾向にある。親がすでに定年を迎え、職場からリタイアしている場合、「ひきこもり」の子どもを経済的に支えていくことが困難になっていくことは必至である。したがって今後は、「ひきこもり」の長期化と高齢化を視野に入れた行政の施策や取り組みがますます必要になってくるといえる。

Ⅲ. 支援の経緯と現状

1. ひきこもり支援の系譜

a. 筆者の支援経験を通して見えてきた課題

現在に至るまでの「ひきこもり」への支援の枠組みや実践のあり様を検討していく前に、筆者自身の「ひきこもり」への支援に関わる体験について少し述べさせていただく。本稿のこの後の論旨展開において、また今後の望ましい支援のあり方を考察していく上で、少なからぬ関連があると考えるからである。先述のように、筆者はかつて「ひきこもり」を支援する民間相談機関の職員（相談員）として援助に関わっていた経験がある。1990年代半ばのことで、当時はまだ「ひきこもり」についての社会的認知度は低く、「ひきこもり」という言葉自体、対人援助の領域においてさえ、概してまだ珍しい現象として受けとめられていたように思われる。

筆者が相談員として従事していた相談機関は、「ひきこもり」支援の草分け的な人物が代表を務める、民間相談機関の関西圏における支部（本部は首都圏に所在）といった位置づけであった。そこは自宅での「ひきこもり」状態から外出が可能になってきた当事者（概ね10代後半～30歳位）のための「居場所」であるフリースペースをベースとして、家族を含めた利用者への個別カウンセリングやグループワーク、外出やスポーツも含めたレクリエーション的な種々のプログラム、「親の会」の運営、「ひきこもり」を理解するための講座・研修といった活動を行っていた。また、主に保護者からの問い合わせと依頼を受けて、自室に閉じこもっている当事者の自宅を訪問することや、他者と対人関係を取り結びながら元気を回復してきた者には就労に向けたトライアル的なアルバイトを斡旋したりするなど、限られた人的および社会資源のなか、出来る限りの幅広い支援に取り組んでいた。

「ひきこもり」を支援する相談機関は全国的にもまだ少なく、問い合わせは西日本のほぼ全域か

らあり、時には東日本地域からも電話がかかってきたことがあった。筆者が関わっていたフリースペースは、月曜から金曜、朝から夕方まで開設しており、登録しているメンバー（利用者）は自由に通所することができる。そこでメンバー同士が自由に交流を図ったり、必要に応じてスタッフ（相談員）のサポートを得ながら対人関係を築くことを身につけていくことになる。また、月ごとに行事のパログラムが生まれ、メンバーは自分が参加してみたいイベント等に参加することができる。1日の通所利用者は平均して10数名であった。

当該相談機関の相談員として筆者が関わっていた期間は、約1年半であった。筆者はその後、一旦支援の現場を離れて、ある大学院の博士後期課程に進学して児童・青少年への臨床的支援について再び学び直すことになる。そのきっかけの一部となったのが、当時の「引きこもり」に対する施策、そして民間相談機関での支援活動に限界を感じたことにあることは事実である。そこから導き出される課題とは、主に以下の3つの点に集約されると考えている。

- ① 公的支援が皆無に等しい状況の中での当事者とその家族の負担の重さ
- ② 精神保健領域をはじめとする、生活全般に関わる多面的な社会資源の乏しさ
- ③ 居場所から就労に向けた橋渡しにおける支援の困難さ

①に関しては、特に経済的な負担が「ひきこもり」を抱える家庭に重くのしかかり、回復への展望が見出せないまま閉塞状況を招いてしまう。経済的な事情で支援が中断せざるを得ないケースも少なくなかった。②および③については、その後の「ひきこもり」に対する社会的な認知や問題に対する危機感の高まりに伴い、徐々に改善してきている部分もある。しかしながら、まだまだ十分とは言えず、その現況に対する不安全感、ある意味では筆者の本稿執筆への動機ともなっている。また③に関しては、「ひきこもり」への支援目標として就労の意義をどのように捉えるかという議論とも関連してくるテーマでもある。

上記の3つの課題を念頭に置きつつ、官民を問わずこれまで「ひきこもり」支援の取り組みがどのように推移してきたのか、次項にて振り返って検討していきたい。

b. 「ひきこもり」の社会的認知とともに

石川¹⁶⁾は、これまで「ひきこもり」がどのような文脈で問題化されてきたのかを概観および整理している（ただし2007年頃までの状況）。また、勝山¹⁷⁾は、「ひきこもり」当事者の立場から、「転換期に立つひきこもり」として、自身の体験とも関連させながら「ひきこもり」をめぐる「歴史」や状況の推移をまとめている。両者の論考を参照しながら、ここでは「ひきこもり」という現象と支援のあり方がどのように推移してきたのかを検証することを試みる。

「ひきこもり」という現象が新聞等のメディアで取り上げられるようになったのは、1980年代末から1990年代の前半のことである。その後、1990年代を通じて緩やかに関心を集め、2000年代に入ってから急速に社会的認知が進み、2004年以降は過熱化した報道が収束の方向に向かう、

という大まかな絵が描ける¹⁶⁾。そして2009年には就労支援の代表的な施策であった「若者自立塾」が廃止となる。「若者自立塾」とは、3～6カ月の期間、合宿形式で集団生活を行い、生活訓練と職業体験を通して就職をめざすという事業である。ここまでを、大きな流れの一区切りとすることができる。しかし、「若者自立塾」の廃止とほぼ期を一にするように、すでに次なる「ひきこもり」に対する新たな施策や実態調査等が開始されていくのである。

上記の「ひきこもり」をめぐる流れを時系列に沿って大きく4つに区切り、社会的文脈における「ひきこもり」とその対応についてみていく。その区分は、①1990年代、②2000年代前半、③2004年～2009年、④2009年以降、とする。

① 1990年代：「ひきこもり」という言葉が行政の施策に初めて登場したのは、1991年に旧厚生省が打ち出した「ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業」であろう。当時は「ひきこもり」とは「不登校の延長上にある若年者」として捉えられていたようである。しかし、高校年齢を終えた若者たちが社会に出ないまま自宅にこもり続けるという現象があちこちで顕著になってきた。

それに対して支援の中心を担っていたのは、民間の相談機関であった。その先駆的な存在として、1990年に開設された「フレンドスペース」（千葉県他）を挙げることができる。当時その代表を務めていた富田は、まだ社会的に認知されていなかった「ひきこもり」についての著作を発表していく¹⁸⁾。民間の相談機関による支援が中心であった理由は、公的な支援が制度的に整備されていなかったからである。したがって先述のように、支援に掛かる物心両面の負担は当事者の家族に重くのしかかってくることになる。

また、状態像である「ひきこもり」のみでは精神保健福祉の対象にならず、18歳以上になれば児童福祉の対象年齢からも外れてしまう¹⁹⁾。しかしながら、「ひきこもり」のなかには第一原因に精神障害や発達障害を持つ者も含まれる。さらに、「ひきこもり」の長期化にともなってメンタルヘルス不調が生じてくる場合もある。そこで、意識の高い民間の相談機関は手探りで医療機関等と連携し、自ら支援のネットワークを構築していくしか術がない時代であったといえる。それに加えて、「ひきこもり」の支援者としての力量が十分に備わっている援助者もまだまだ少なかったことも否めない。

② 2000年代前半：この時期、「ひきこもり」という言葉は広く社会的に認知されることになる。ただし、それは2000年前後に相次いで起きた、3つの事件²⁰⁾についての報道を通してだった。容疑者たちの生活ぶりが「ひきこもり」に近い状態であったため、「ひきこもり」は社会にとって害悪であるという誤った偏見を流布することになったのである。一方、皮肉なことに「ひきこもり」へのバッシングの気運が、偏見とは逆に「ひきこもり」に対する社会的な認知を促進していくことにもなっていった。斎藤環をはじめ、「ひきこもり」問題に関わってきた専門家がメディアに露出する機会が増え、「啓発活動」がある程度進んだ結果、「ひきこ

もり」に対する誤解も少しずつ解けていったようである。

それとともに、厚生労働省は全国の子精神保健福祉センターと保健所に対応の「ガイドライン（暫定版）」²¹⁾を通達するなど、公的な支援体制が徐々に整備されていき始めた。また、各地で民間団体による支援活動、親の会などの自助グループ活動も活発化していった。長い間孤立を余儀なくされてきた当事者や家族が、相談機関とつながることにより、社会との接点を取り戻すきっかけを手にするようになったのである。

- ③ 2004年～2009年：従来、「ひきこもり」の当事者を支援する機関の主な活動は、「居場所」の提供とそこでの対人関係能力回復の促進であった。なお、居場所などのコミュニティにおいて仲間をつくること、当事者の可能性や強さを高めていくことにつながることは、Saleebey, D.²²⁾のストレンクス理論が有名である。

他者とのコミュニケーションがある程度とれるようになってくると、次に目標として想定されるのは「就労」（軽微なアルバイト等を含む）となる。ただし、「居場所」での仲間づくりと「就労」の間にはとても大きな壁があり、一筋縄ではなかなか先に進めない自立へのハードルとなる場合が多い。実際、当時は相談機関等に通っている「ひきこもり」がフリースペースにひきこもってしまい、いわゆる社会復帰に向けて動き出さない、といった新たな現象が支援者の間で話題となっていた。折しも、そこに登場したのが先述の「ニート」という新たな概念である。若者の雇用情勢の悪化という状況下、働きたくても働くことのできない「ひきこもり」の人たちも「ニート」とひとくくりには扱われて、就労支援の対象として位置づけられることが趨勢となっていった。

しかしそれは、大部分のケースにおいて十分な効果を得ることは期待できないといわざるを得ない。今日、新卒学生を採用する企業が求職者に求める代表的な必須条件はコミュニケーション能力であり、日本経団連が2011年に発表した調査²³⁾によれば8年連続で第1位を占めているとのことである。これまで述べてきたように、「ひきこもり」の当事者は対人関係を取り結ぶことに困難を抱えていることを考えるなら、性急に就労支援の枠に嵌めこんで処遇することはプレッシャーにこそなれ、真に効果的な成果は望むべくもないであろう。その後、政府によるニート対策の要として厚生労働省が2005年に開始した「若者自立塾」は、2009年の事業仕分けにより廃止となった。

- ④ 2009年以降：厚生労働省は2009年度から「ひきこもり対策推進事業」を創設した。その中で、「ひきこもり」に特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」が全国の都道府県・指定都市に整備され始めた。このセンターには、「ひきこもり」を支援するコーディネーター（ソーシャルワークの専門職）を配置し、一次的な相談窓口機能、関係機関との連携、情報発信といった3つの機能を有することが求められている。2011年10月現在、全国34の自治体に設置されている。また、2010年には先に触れた思春期の「ひきこもり」を中心とした「ひきこもりに対するガイドライン」が作成されている。

さらに、2010年4月から「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。この法律は、教育、福祉、雇用などの各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、「ニート」、「ひきこもり」といった困難を抱える若者の支援を行うための地域支援ネットワークづくりの推進を図る内容としている。「ひきこもり地域支援センター」は、そこでの地域ネットワークづくりを構成する機関として位置づけられている。

このように、近年、国によって新たに設けられてきている施策を受けて、現在は自治体レベルでのネットワークづくりの取り組みや支援事業の創設が実施されるようになってきている。ここに来て、「ひきこもり」への支援はまた新たな局面を迎えているといえる。

以上、4つの時系列による区分に沿って「ひきこもり」への支援の流れを概観した。この間に施行された公的な支援に関わる事業や支援の取り組み、そして「ひきこもり」問題に関連する論考などについてまとめたのが、表1である。

表1. 「ひきこもり」の支援に関する主な動向

年号	「ひきこもり」に関する施策の動向	関連する論考など
1991	旧厚生省：ひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業	
1992		富田富士也『引きこもりからの旅立ち』（ハート出版）
1997		朝日新聞で「人と生きたい引きこもる若者たち」が連載
1998		斎藤環『社会的ひきこもり』（PHP新書）
1999	全国引きこもりKHJ親の会（奥山雅久代表）設立	
2000	西鉄バスジャック事件発生、ひきこもりバッシング広がる	
2001	厚生労働省：『十代・二十代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン』を通達	
2004	「ニート」の登場、就労問題が話題の中心になる	玄田有史・曲沼美恵『ニートフリーターでもなく失業者でもなく』（幻冬舎）
2005	厚生労働省：若者自立塾開始	
2009	若者自立塾廃止 厚生労働省：ひきこもり対策推進事業を開始	
2010	子ども・若者育成支援推進法施行	厚生労働省：ひきこもりに対するガイドライン
2011	内閣府：ひきこもり支援者読本作成	

(筆者作成)

2. ひきこもり支援の現状

a. 当事者および家族のニーズ

ここで視点を換えて、支援を受ける側、すなわち「ひきこもり」の当事者とその家族のニーズについて見ておくことにする。対人援助において、利用者の利益に資することが最も重要であることは言うまでもないが、ここまでの論議は支援する側の立場から進めてきた側面が強いからである。

境ら²⁴⁾は、2010年にNPO法人「全国引きこもりKHJ親の会」の協力の下、「引きこもり」の実態に関する調査を行っている。その中で、「引きこもり本人とその家族がQOL（Quality Of Life: 生活の質）を向上するために望む支援」として回答した、自由記述の内容を紹介する。そこでは、本人と家族回答者に分けて、自由記述の回答内容が以下のように整理されている。なお、自由記述の分類は、該当する記述が多い順に記載されている。

〈本人がQOLを向上するために望む支援〉

①居場所、②支援の充実（カウンセリング等）、③自立支援（職業訓練等）、④情報提供（支援機関、家族の会などへのアクセス）、⑤経済的支援

〈家族調査回答者がQOLを向上するために望む支援〉

①経済的支援、②家族支援、③就労支援、④居場所、⑤訪問（アウトリーチによる支援等）、⑥専門的支援（カウンセリング、デイケアサービス等）、⑦相談機関の充実、⑧公的支援、⑨社会参加支援、⑩人間関係（本人の友人、家族以外との交流）、⑪社会制度（親なき後の保障等）

*上記の（）内の記述は筆者による補足。

上記のニーズは種々の困難を抱えている「ひきこもり」当事者にとって、いずれの項目も焦眉の急を告げるものである。その中で、本人には「居場所」やカウンセリングなど、対人関係の回復や心のケアがより求められている。一方家族は、家庭において「ひきこもり」本人を支えていくことに直結した支援が求められていることがうかがわれる。また、親なき後の保障といった、長期的視野に立った支援が求められていることに、問題の長期化が影を落としている様子が読み取れるようである。

いずれにしても、支援に関わる者にとって、利用者のニーズにしっかりと応えていくこと、そして支援に活用可能な資源の発掘や開発に取り組んでいくことはきわめて重要であるといえる。そのことを念頭に置きつつ、次項では、当事者にとって最も身近なフリースペースなどの相談機関による支援の現状と課題、そして今後さらに求められる援助のあり方について検討する。

b. 地域におけるひきこもり支援の課題～民間相談機関への聞き取りを踏まえて～

現在、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「ひきこもり地域支援センター」の設置やネットワークづくりが各地で進められている。しかし、都道府県レベルで見た場合、どの自治体でも

同じように有効な支援が展開できるわけではない。例えば、大沼ら²⁵⁾は、長野県における支援の難しさに触れて、「特に面積が広く、市町村の数も多い本県において、1箇所しかないひきこもり支援センター」では、市町村との連携体制の構築が現状では困難であるとしている。このように、地理的な条件をはじめ、支援のための社会資源には地域によって偏りがあることは事実である。したがって、地域における「ひきこもり」支援の課題を一律には語ることはできないが、ここでは、これまで述べてきたことを踏まえて、「ひきこもり」への支援におけるコミュニティ・アプローチを実践していくにあたっての要件として考えられることについて整理しておく。

コミュニティ・アプローチとは、安藤²⁶⁾によれば、「個人の内部（パーソナリティ）の諸要因の改善だけでなく、個人をとりまく環境的諸要因の意図的な操作・変革を通して、当の個人と環境とのあいだの適合性を改善し、人々の適応や健康・福祉・達成を促進するとともに、当該環境（おもに社会環境または社会体系）の効果性や健康度を向上させようとする組織的な実践と研究の努力である」としている。換言すれば、コミュニティ・アプローチとは、個人や集団のQOLやウェルビーイング（well-being：幸福・安寧）を高めるための支援ということになる。

「ひきこもり」への支援におけるコミュニティ・アプローチの機能がより発揮されていくために必要なことは何か、本研究では近畿圏に所在する民間相談機関3か所への聞き取りを行い、主に①当該機関の支援の現状、②支援および運営に関する課題、について調査を行った。その上で、コミュニティ・アプローチの実践にとって何が要件となるのかを明らかにすることを試みた。なお、調査方法は、半構造化面接を採用し、平均面接時間は約1時間20分であった。面接対象は当該機関の代表者あるいはその代理人とした。面接は2011年の8月から9月にかけて行った。聞き取り調査内容の概要は、表2のとおりである。

表2. 民間相談機関による「ひきこもり」への支援と課題

No.	立地	設立形態	主な支援内容	職員の専門資格	現状の課題
1	都市部	NPO	居場所、カウンセリング、親の会、就労支援、啓発活動、	臨床心理士 精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> 当事者が居場所から次へのステップに踏み出さない 財政的な基盤が弱い
2	都市部の郊外	NPO（母体は親の会）	居場所、カウンセリング、親の会、啓発活動	臨床心理士 （嘱託）	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携が薄い 発達障害への対応 就労支援の方策がない 財政的な基盤が弱い
3	地方	NPO	居場所、カウンセリング、親の会	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 情報が不足 他機関との連携不足 発達障害への対応 運営資金への不安 居場所開設日時の制限（現状では週2日）

（筆者作成）

調査対象機関の立地条件は、三者三様で異なる。設立に至る過程はそれぞれだが、現在の形態はいずれも NPO 法人である。支援の中心的な活動としては 3 つの機関とも居場所、すなわちフリースペースの運営である点は共通しているが、人的資源の充足度と対人援助の専門家を確保できているかどうかによって、他の活動への取り組みのバリエーションが異なってくるようだ(No.1→2→3 の順で少なくなる)。また、各機関とも、温度差はあるものの、国の施策に対する認知度は概して高い。しかし、制度や事業を実際に活用していくとなると、身近なところに十分な社会資源が充実していないこと、そして自らの機関において実施していくための人的資源やスキルを持っていない、といったことが語られた。特に「No.3」の相談機関では、専従の対人援助専門職を雇う経費を捻出できないばかりか、「居場所」の開設も現状では週 2 日のみにとどまっているという。いずれの機関においても、「ひきこもり」への支援において実効性を発揮できるようなコミュニティ・アプローチを実践していくには、幾つかの課題があることが明らかとなった。

IV. 結果と考察

民間相談機関への聞き取り、そしてここまで見てきた「ひきこもり」の支援を取り巻く状況に基づき、地域において今後求められる「ひきこもり」への支援のあり方について、その要件を整理して提示する。本研究を通して明らかとなった支援の課題に対応させつつ、実際に行われる支援の展開過程に沿って順次示していくこととする。ここでは、支援の時系列的な経過を明確に示しやすいという理由から、ソーシャルワークにおけるケースワーク（個別援助技術）の展開過程²⁷⁾を採用する。ケースワークの展開過程は、①インテーク(受理面接)、②情報収集、③アセスメント、④プランニング、⑤援助活動、⑥評価、⑦終結、という 7 つの段階に区切られる。ケースワークの展開過程に沿って支援の課題および要件をまとめたのが、表 3 である。

表 3. 展開過程に沿った「ひきこもり」支援の課題と要件

No.	展開過程	課題	要件および対策
1	インテーク	当事者の発見	実態調査の充実
2	インテーク	当事者との接触 援助関係の樹立	アウトリーチ カウンセリング
3	情報収集 アセスメント	精神障害、発達障害等に対する見立て 利用者個別のニーズの把握	必要な専門知識の習得、専門職の確保
4	アセスメント プランニング	家庭環境の理解・見立て 個別の支援計画づくり、社会資源の確保と活用	ソーシャルワーク的な知識の習得 医療・福祉制度の理解
5	援助活動 評価	「居場所」としての機能の充実 関係機関との連携・協働 就労へのトライアル	利用者主体のプログラム作成 ネットワークの構築 積極的な「連絡協議会」等への参加
6	評価・終結	居場所からの旅立ち、自立	当事者と共に支援目標を模索

(筆者作成)

表3に記載された「ひきこもり」への支援に求められる要件をさらに4つに集約し、以下に考察を加えていく。なお、要件項目名の後のカッコ内は、主として該当する展開過程である。

1. 地域における実態調査の実施(インテーク以前)

まず、この要件は民間相談機関よりも行政に求められるものである。民間相談機関は、「ひきこもり」の当事者（概ね最初は親）からの問い合わせ等によって初めて当事者につながるが多く、それによって援助関係が開始される（インテークの実現）。当然のことながら、利用者の存在を把握できなければ、支援にはつながらない。

しかし、先述のように、「ひきこもり」の状態にある若者は、20代および30代の若者に限っても全国に50万人～100万人の規模で存在するとみられる。したがって、相談機関と接することのないまま、当事者とその家族のみで問題を抱え込んで膠着状態に陥っている人たちは膨大な数に上ると推測される。全国規模での実態調査の実現はすぐには困難であるとしても、まずは都道府県や政令指定都市の「ひきこもり地域支援センター」の主導において、各相談機関が活動拠点を置く市町村レベル（広域にわたる地域や政令指定都市はブロックに分ける）の範囲における実態調査は行う必要があるのではないだろうか。

例えば、民生児童委員や学校に協力を仰いで、さらに調査を行うための人材を雇用・養成するなどして、実態把握を進めていく必要があると考える。事態はすでに普及・啓発の段階ではなく、実態把握のための予算的な支援を含めて、国をはじめとする行政が積極的に実施していくべき状況を迎えているといえる。

2. 支援のための専門職の確保（アセスメント・プランニング・援助活動）

当事者の家族から支援の要請があったとしても、「ひきこもり」本人はまだ支援を受けいれる気持ちになっていないかったり、「居場所」等に出て来られない心理状態であることも珍しくない。そのような場合は、支援する側は相談機関にて利用者の来訪を待っているだけでは埒が明かない。そこで、こちらから当事者の自宅に出向いていく「アウトリーチ」による関わりが求められる。しかし、「ひきこもり」支援におけるアウトリーチには、単なる「家庭訪問」とは異なり、対人援助者としてある程度の専門性と技量が備わっていなければ効果的な援助は不可能といわざるを得ない。当事者の状態や家族関係に関する情報収集、背景事情などについての見立てができなければ中途半端な関わりに留まってしまうことになりがちである。また、不用意な訪問はかえって当事者を傷つけることになる恐れがあり、家族関係を悪化させてしまいかねない。

「ひきこもり」には、精神障害や発達障害を基礎に持つ人も居る。支援においては、まず本人が抱える障害への治療的な関わりや療育が、制度面でのサポートも含めて必要になるケースもある。したがって、支援の初期段階において、然るべきスクリーニングや見立ての能力が支援者に

は必要となる。実際の診断は医師でなければならないが、早期の発見が当事者のその後の人生を左右する程の影響を及ぼす場合もありうる。田中²⁸⁾は、「ひきこもり」には「精神障がい」「発達障がい」「性格の傾向」の3つのタイプがあるとして、支援のミスマッチを防ぎ、当事者がどのような支援を受ければよいか明確にしていくことの重要性について述べている。

「ひきこもり」を支援する相談機関には、これからはますます臨床心理士や精神保健福祉士といったメンタルヘルスの専門家が従事することが必須となるだろう。ただそうなれば、必然的に人件費の確保や捻出が新たな課題となることは避けられないだろう。

3. 地域におけるネットワークの構築と社会資源の創出・活用(インテーク・情報収集・アセスメント)

2010年からの「子ども・若者育成支援推進法」の施行によって、主に「ひきこもり地域支援センター」を中心に「ひきこもり」の支援を行うための地域支援ネットワークづくりが推進されることとなった。しかしながら、本研究における民間相談機関への面接調査結果からもわかるように、ネットワークの構築はまだ未整備のところが多いのが現状である。特に、都市部から離れるほど、身近なところに活用できる社会資源が乏しく、「ひきこもり地域支援センター」の設置もまだまだ行き渡ってはいない。国は「ひきこもり地域支援センター」設置の充実に加えて、都道府県等を通して、市町村に向けた更なる情報提供や支援の働きかけを積極的に推進すべきである。

心のケア、対人関係の習得、社会参加および自立といった生活の多岐にわたる「ひきこもり」への支援には、ひとつの支援機関だけでは限界があり、長い自立の過程においては、複数の機関によって構成されるネットワークが求められるようになる。そのことの重要性はいくら強調してもし過ぎることはない。したがって、民間相談機関においては、自らの機関のみで利用者を抱え込むのではなく、他機関と連携・協働していく姿勢とそのためのスキルが必要となる。

「ひきこもり地域支援センター」設置の充実度とも関連してくる課題であるが、地域における医療・教育・労働・福祉などとの連携に基づき、「連絡協議会」などにも積極的に参加していくことが求められるといえる。さらに、相談機関同士の横のつながりや、「親の会」の創設もますます重要な役割および機能となるだろう。

4. 支援の目標を当事者とのパートナーシップにより模索する(評価・終結)

「ひきこもり」の若者が、フリースペースなどの「居場所」で対人関係を取り戻すと、見る見るうちに元気になっていく様子が見受けられることがある。表情が明るくなり、非言語も含めたコミュニケーションが豊かになってくる。そうなると、家族は次のステップとして本人に就労することを求めるようになる。家族の思いとしては当然とも言える気持ちの動きであるが、本人がそれに応じて仕事に就くことができるケースは、アルバイト等の短時間であっても、じつは稀で

ある。このことは、先述のように、「居場所」での仲間づくりと「就労」の間にはとても大きな心の壁が立ちはだかっているからである。

筆者は、「ひきこもり」の支援に携わる立場にある者は、支援の目標を安易に就労に絞るべきではないと考える。わが国の若年者にとって、雇用の条件はまだまだ新卒一括採用が主流であり、履歴書の空白期間が長くなるほど不利になるとされる。したがって、「ひきこもり」当事者には時間的な余裕が決して多くないことは承知している。しかしながら、「ひきこもり」の若者を無理に一般就労に適応させるのは、彼・彼女らを押し潰す結果になりかねない。やはり、「ひきこもり」への就労支援は、山本²⁹⁾も指摘するように、まずは「人とかがわり社会に参加することを楽しさを見出す支援」が必要であろう。

その意味では、「長期化」、「高齢化」する「ひきこもり」への支援も含めて、中長期的なスパンを視野に一般就労とは異なるリハビリテーションのような代替的な働き方を創設していく必要があると考えられるが、それは今後の大きな課題になる。いずれにしても、支援の目標設定については、当事者の戸惑いや迷いに寄り添いつつ、じっくりと個別に関わっていきながら共に見出していく努力を惜しんではならないと考える。

V. おわりに

個別の臨床的な支援を除いて、「ひきこもり」への地域を基盤とした「コミュニティ・アプローチ」的な支援からは遠ざかっていた筆者であるが、2010年度に大阪府の「子ども・若者自立サポート事業」に関与する機会を得ることとなった。約15年ぶりの「ひきこもり」支援との関わりである。大阪府の当該事業を通じて認識を新たにしたのが、「ひきこもり」への支援における地域支援ネットワークの重要性である。個人病理に還元できない、いやするべきではない「ひきこもり」現象の問題解決には、個別の心理療法的なアプローチのみでは不十分である。一方、制度面での施策や事業の創設は不可欠であり、徐々に整備されてきてはいるようであるが、肝心の支援の手が当事者に届かなければ絵に描いた餅に過ぎなくなる。

そこで本研究では、ミクロ的な事例検討ではなく、またマクロ的な政策論でもない、メゾ領域の自治体規模、しかも市町村レベルでの実践を想定したコミュニティ・アプローチのあり方について検討してきた。紙数の都合もあり、本稿では敢えて支援実践における当事者の臨床像や心理的変容の中身についてはあまり触れることなく、実務的な方法論に焦点を絞って述べてきた。コミュニティ・アプローチの支援による利用者個別の回復や自立に向けたプロセス等については、稿を改めて考察したい。また本研究では、ごく限られた民間相談機関への聞き取りしか実施できていないが、今後の課題として、全国規模での質問紙調査やより実証的な質的研究などにより、「ひきこもり」の支援をめぐるエビデンス・ベースドな研究等も進めていきたいと考えている。

筆者は、今年（2012）度も大阪府の「子ども・若者自立サポート事業」に関わりを持たせてい

ただくことになっている。本事業は、前年度よりも規模が大きくなり、予算的にもより拡大した支援が可能になる予定である。「ひきこもり」への支援が発展的に進んでいく状況に伴走しながら、地域における支援とコミュニティ・アプローチの実践に微力ながら関わりをもちつつ、そのより良きあり方を今後とも見据えていきたいと考える次第である。

最後になったが、インタビュー等でお世話になった「ひきこもり」支援の関係者、そして大阪府青少年課のスタッフの方々に、心よりお礼を申し上げたい。

引用文献、注

- 1) 例えば、ソーシャルワーク分野の論考としては、山田武司：「社会的ひきこもりへのソーシャルワーク援助 - グループへの援助を通じたひきこもりメンバーの変化と援助の考察 - 」、『ソーシャルワーク研究』30, 4 (2005) 49-54.、臨床心理学領域では、花嶋裕久：「ひきこもりの若者の居場所と就労に関する研究 - 居場所から社会に出るまでのプロセス」、『心理臨床学研究』29, 5 (2011) 610-621.、などが挙げられる。
- 2) 厚生労働省「政策レポート(ひきこもり施策について)」(URL:<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/02/02.html>, 2012年3月26日取得)。
- 3) 厚生労働省：「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」、厚生労働科学研究(こころの健康科学研究事業)「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」(主任研究者：齊藤万比古)平成19～21年度総合研究報告書,(2010)。
- 4) 斎藤環：『ひきこもりはなぜ「治る」のか? - 精神分析的アプローチ』(中央法規,2007)14.
- 5) 内閣府：「平成17年青少年の就労に関する調査研究」において、いわゆる職に就いていない若者(無業者)に対して使用されて以降、わが国におけるニートの定義として定着したとされる。
- 6) 宮本みち子が雑誌「サンデー毎日」(2005年1月9・16日号)の取材インタビューに回答したコメント。池上正樹：『ドキュメントひきこもり - 「長期化」と「高齢化」の実態』(宝島社,2010)に所収(83-84)。
- 7) 本田由紀・内藤朝雄・後藤和智：『「ニート」って言うな!』(光文社,2006)53.
- 8) 斎藤環：前掲書(3)38-41.
- 9) J・コールマン,L・ヘンドリー/白井利明 他訳：『青年期の本質』(ミネルヴァ書房,2003). など.
- 10) 内閣府「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」(2010)
(URL:<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/handbook/pdf/3.pdf>, 2012年3月27日取得)。
- 11) 川上憲人・小山明日香・三宅由子・立森久照・他：「地域疫学調査による『ひきこもり』の実態と精神医学的診断について」、厚生労働科学研究(こころの健康科学研究事業)『こころの健康についての疫学調査に関する研究』総合研究報告書(2007)93-101.
- 12) 川上憲人：「わが国における『ひきこもり』の実態と関連要因：世界精神保健日本調査から」(2010)
(URL:<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/hikikomori/s1-2.pdf>, 2012年3月27日取得)。
- 13) 東京都「東京都の若年者対策」(2010)
(URL:http://www.seisyonen-chain.metro.tokyo.jp/.../14_09pdf.html, 2012年3月27日取得)。
- 14) 例えば厚生労働省は、平成22年度に思春期ひきこもりを中心とした「ひきこもりに対するガイドライン」を作成し、普及することとしている。このように、思春期・青年期を対象とした施策がほとんどを

占めている。

- 15) 池上正樹：『ドキュメントひきこもり - 「長期化」と「高齢化」の実態』（宝島社, 2010）3.
- 16) 石川良子：『ひきこもりの〈ゴール〉 - 「就労」でもなく「対人関係」でもなく』（青弓社, 2007）44-82.
- 17) 勝山実：『安心ひきこもりライフ』（太田出版, 2011）97-115.
- 18) 富田富士也：『引きこもりからの旅立ち - 登校・就職拒否から「人間拒否」する子どもたちとの心の記録』（ハート出版, 1992）他.
- 19) ただし、大阪府の「子ども家庭センター」（児童相談所）では、1990年代の半ばにすでに概ね25歳位の「ひきこもり」に関する相談を受け付けていた。このことは特筆に値することとして記載しておきたい。
- 20) その代表的なものが、2000年に起きた、西鉄バスジャック事件である。当時17歳の少年が佐賀発の高速バスを凶器を持って乗っ取り、乗客1人が亡くなった事件。本事件に関して、新聞等のメディアの多くが容疑者を「ひきこもり」という言葉を使って表現した。
- 21) 前掲12)の暫定版。厚生労働省：『十代・二十代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン - 精神保健福祉センター・保健所・市町村でどのように対応するか・援助するか』（厚生労働省, 2003）.
- 22) Saleebey, D.: "The Strength Perspective in Social Work Practice: Extension and cautions.", *Social Work*, 41, 3 (1996) 296-305.
- 23) 日本経済団体連合会「企業が求める真の『コミュニケーション能力』とは」（2011）
(URL: <http://diamond.jp/articles/-/14267>, 2012年4月3日取得）.
- 24) 境泉洋 他：『「引きこもり」の実態に関する調査報告書⑦ - NPO法人全国引きこもりKHJ親の会における実態 - 』, NPO法人全国引きこもりKHJ親の会（2010）第三部自由記述より.
- 25) 大沼泰枝・小泉典章・竹内美帆・疋田泰規：「長野県のひきこもり支援の現状と課題 - 市町村への実態調査結果より - 」, 『信州公衆衛生雑誌』5(2), (2011) 111-117.
- 26) 安藤延男：「コミュニティ・アプローチの基礎」, 『現代のエスプリ』269 (1989) 9-10.
- 27) 岩間伸之：「ケースワーク（個別援助技術）の展開過程」, 山縣文治・岡田忠克（編）『よくわかる社会福祉』（ミネルヴァ書房, 2002）88-89.
- 28) 田中俊英：『「ひきこもり」から家族を考える』（岩波ブックレット, 2008）62.
- 29) 山本耕平：『ひきこもりつつ育つ - 若者の発達危機と解き放ちのソーシャルワーク - 』（かもがわ出版, 2009）161-164.